

職員募集

▼要介護認定調査嘱託員

【募集人員】 2 人  
 【雇用期間】平成 26 年 3 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日(翌年度以降、期間の更新の制度あり)  
 【受験資格】 次の①②に該当する人  
 ①介護支援専門員またはホームヘルパー養成研修 2 級課程以上(介護職員初任者研修課程)を修了した人で、在宅での介護経験のある人②普通自動車運転免許資格のある人  
 【試験方法】面接(2月19日(水))  
 【申込み】2月3日(月)～10日(月)(土・日曜日を除く)の間に、本人が履歴書(写真貼付)及び資格を有することを証明できるものの写しを持参のうえ、市役所第一棟 5 階職員課へ。  
 ▼市役所パートタイマー  
 【職種・募集人員】一般事務・若干名  
 【勤務日・時間】原則、毎週月～金曜日午前 9 時～午後 4 時  
 【賃金】福生市パートタイマー雇用規程による  
 【受験資格】市内在住で簡単なパソコン操作のできる方  
 【試験方法】面接(2月中～下旬)  
 【登録について】合格者は 1 年間市役所のパートタイマーとして登録され、必要に応じてそれぞれの職場に勤務していただきます(毎月勤務があるとは限りません。登録が更新される場合があります)。  
 【申込み】2月3日(月)～10日(月)(土・日曜日を除く)の間に、本人が履歴書(写真貼付)を持参のうえ、職員課へ。  
 【問合せ】職員課 ☎ 551・1589

収納課からのお知らせ

▼2月の納税のお知らせ

2 月は固定資産税・都市計画税(第 4 期)、国民健康保険料(第 8 期)、介護保険料(第 8 期)、後期高齢者医療保険料(第 8 期)の納期です。納期限は 2 月 28 日(金)ですので、お忘れのないようご納付ください。口座振替は 2 月 28 日(金)の予定です。残高不足にご注意ください。  
 ※納期を過ぎると延滞金が課されます。  
 ▼差し押さえた不動産を公売します

市では、滞納処分のため差し押さえた不動産を入札によって公売します。公売物件(公売財産)を購入したい方は、市役所 1 階 3 番収納課に備え付けられた「公売公告」で物件の詳細を確認したうえで、ご参加ください。

【公売物件】  
 【種別】区分所有マンション  
 【面積】37.96㎡  
 【所在】福生市武蔵野台二丁目  
 【見積額】168万円  
 【公売保証金】17万円  
 ※詳細は公売公告または市ホームページをご覧ください。  
 【公売日時】2月18日(火)午後 1 時～2 時  
 【公売場所】東京都庁第一本庁舎 4 階第 2 入札室  
 ※市税等の納付状況によって公売が中止になる場合があります。  
 【問合せ】収納課 ☎ 551・1578

【広告料】1 か月 2 万円から※掲載期間により割引あり。詳しくは市ホームページをご覧ください。  
 【問合せ】秘書広報課 広報係 ☎ 551・1529  
 1 月 7 日の交付初日、早朝より、多くの方のために☆オリジナルナンバープレートの交付開始!  
 抽選にお越しいただきありがとうございますので、どうぞご利用ください。



交付の様子

市ホームページのトップページに掲載されるナンバー広告を募集しています。  
 【問合せ】課税課市民係 ☎ 551・1610

確定申告・住民税(市・都民税)の申告はお早めに!

●住民税の申告について●

◎所得税及び復興特別所得税(国税)の確定申告の日程・場所等

相談・受付日	受付時間	税務職員	市職員	場所
① 3日(月)	午前9時～11時、午後1時～4時		○	市役所第一棟 2階 第一・第二会議室
② 4日(火)～7日(金)	午前9時30分～11時、午後1時～3時	◎	◎	
③ 10日(月)～17日(日)	午前9時～11時、午後1時～4時		○	
④ 18日(火)～26日(水)	午前9時～10時30分、午後1時～3時※注		◎	
⑤ 27日(木)・28日(金)	午前9時～11時、午後1時～4時		○	
3月 ⑥ 3日(月)～17日(日)	午前9時～11時、午後1時～4時		○	

※注: 午前の年金受給者及び給与所得者の相談は、午前11時ごろまで受付しています。  
 ◎住民税(市・都民税)の申告の日程・場所等  
 【受付日時】2月3日(月)～3月17日(日)午前8時30分～午後5時15分(水曜日は午後8時まで)  
 ※日・祝日及び土曜日の正午～午後1時を除く  
 【受付場所】市役所 1 階 4 番課税課

〈住民税(市・都民税)の申告が必要な方〉

・平成 26 年 1 月 1 日現在、福生市に住所がある方で、①～③いずれかに該当の方  
 ①給与と所得のみの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書の提出がなかった方(勤務先に確認してください) ②事業・不動産・配当・年金・雑等の所得(所得金額の多少にかかわらず)があり確定申告をする必要のない方※ 20 万円以下の給与所得以外の所得がある場合や、所得税で申告不要を選択した非上場株式に係る配当所得のある方も申告が必要です ③収入がない、どなたの扶養親族にもなっていない方。扶養親族になっていても世帯を別にしている方は申告が必要です(遺族年金・障害年金・老齢福祉年金の受給者を含む)。  
 〈住民税(市・都民税)の申告が必要ない方〉

・平成 25 年分の所得税確定申告を提出する方

・平成 25 年中の所得が給与だけで、勤務先から福生市へ給与支払報告書が提出されている方(勤務先の給与支払担当者にご確認ください)。  
 【確定申告、住民税の申告にお持ちいただくもの(①～⑤は提出)】

①税務署・市から送られた書類がある場合にはその書類、印鑑②源泉徴収票や支払者の証明書など、平成 25 年中の収入が明らかになる資料③年金を受給されている方は、厚生労働大臣(日本年金機構)等から送付されている平成 25 年分公的年金等の源泉徴収票(はがき)④生命保険の払込証明書、個人年金控除証明書、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険の控除証明書、地震保険料控除証明書、医療費などの領収書等⑤国民年金保険料・国民年金基金は、社会保険事務所からの控除証明書(はがき)⑥社会保険の領収書(平成 25 年中に健康保険料・厚生年金保険料等を支払ったもの)⑦障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳及び障害者控除対象者認定書⑧配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が分かるもの  
 【問合せ】〈所得税及び復興特別所得税の確定申告〉 青梅税務署 ☎ 0428・22・3185  
 〈住民税(市・都民税)の申告〉 課税課市民係 ☎ 551・1610

▼確定申告に関する青梅税務署からのお知らせ▼

①復興特別所得税の創設に伴い、個人の方は、平成 25 年分から 49 年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の 2.1%)を所得税と併せて申告・納付することになります。  
 ②消費税及び地方消費税の確定申告の相談・確定申告書の提出の受付・納税は、3 月 31 日(月)までです。  
 ③平成 24 年分を電子申告で確定申告を行った方へは、平成 25 年分の確定申告書等が送付されません。  
 ④医療費の領収書等が後日必要な方は、確定申告書を提出の際、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び切手と返信用封筒を同封してください。  
 【問合せ】青梅税務署総務課 ☎ 0428・22・3185 または東京税理士会青梅支部 ☎ 0428・23・2331

【注意事項】◆給与・年金所得で確定申告をする方は、①③⑤⑥、給与・年金所得以外の所得で確定申告をする方は、②④の日をお勧めします。事業・不動産所得等の方は、②④の日にお越しください。初年度の住宅借入金等特別控除に該当する方は、②④の日、または青梅税務署へ申告してください。  
 ◆医療費控除を申告する方は、「医療費の明細書」を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください。  
 ◆次のような場合は、市の会場では相談・受付ができません。

①譲渡所得や山林所得がある方※提出は市の会場でも可能②事業所得または不動産所得がある方で青色申告決算書または収支内訳書の記入が済んでいない方③繰越損失または変動所得・臨時所得の平均課税を申告する方④消費税、贈与税、相続税、法人税等の申告をする方  
 ◆収入がなかった方及び遺族年金受給者も住民税の申告が必要です。

◎青梅税務署の特別開庁 ◎青梅税務署員による近隣市町村での申告受付

相談・受付日	時間	場所	相談・受付日	受付時間	場所
2月23日(日)	【受付時間】午前8時30分～午後5時 【相談時間】午前9時～午後5時	青梅税務署	2月3日(月)・4日(火)	午前9時	瑞穂町民会館
			2月5日(水)～7日(金)	30分～11時、午後1時～3時	あきる野市中央公民館
			2月12日(水)	1時～3時	羽村市役所、あきる野市五日市出張所
			2月13日(木)・14日(金)	時	羽村市役所

●確定申告について●

所得税及び復興特別所得税の確定申告は青梅税務署でも 3 月 17 日(月)まで行っています(土・日・祝日は除く)。

〈公的年金等の確定申告等について〉

平成 23 年分以後、その年中の公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下で、かつ、その他の所得金額の合計額が 20 万円以下の場合、所得税及び復興特別所得税の確定申告は不要です。この場合でも、医療費控除などによる所得税及び復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書を提出できます。

〈給与と所得の方で年末調整をしていない方〉

勤務先に確認のうえ、確定申告または住民税の申告をしてください。

納税は 納期内で 元気な福生